

# 奈良市公報

第 214 号

平成18年11月1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目 次

### 規 则

○奈良市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則.....1

○奈良市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則.....1

### 告 示

○都市計画生産緑地地区の変更案の公衆縦覧.....8

○一般競争入札の実施.....8

○指定管理者の公募.....9

○第1号コミュニティ住宅附設駐車場使用者の募集.....10

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始.....10

○平成19年度近傍同種の住宅の家賃等.....11

○急性灰白髄炎予防接種の実施.....12

○放置自転車等の保管.....13

○都市計画地区計画の変更案の公衆縦覧.....13

○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出.....13

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定.....14

○住居番号の設定.....14

○納期限変更告知書の公示送達.....14

○差押書の公示送達.....14

○道路の位置指定.....15

○放置自転車等の保管.....15

○放置自転車等の処分.....15

○道路の位置指定.....15

○放置自動車の処分等.....15

○J R奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙の候補者の届出.....16

○J R奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙の宅地の所有者が選挙する委員の選挙の無投票.....16

○奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定.....16

○道路の位置指定.....16

○結核指定医療機関の指定辞退.....17

○結核指定医療機関の指定.....17

○放置自転車等の保管.....17

○地縁による団体の認可.....17

○放置自動車の処分等.....17

○放置自転車等の保管.....18

○奈良市身体障害者自動車運転免許取得費助成金交付要綱等を廃止する告示.....18

○奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を

改正する告示.....18

○放置自転車等の保管.....18

○奈良市精神障害者ケアマネジメント事業実施要綱を廃止する告示.....18

○インフルエンザ予防接種の実施.....19

### 訓 令 甲

○奈良市防災行政無線局管理規程の一部を改正する訓令.....19

### 監 査

○包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知.....19

○住民監査請求に係る監査結果.....20

### 公 営 企 業

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出.....28

○一般競争入札の実施.....28

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定.....29

### 教 育 委 員 会

○定期教育委員会の開催.....29

### 農 業 委 員 会

○農地部会の招集.....29

## 規 则

奈良市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月10日

奈良市長 藤原昭

### 奈良市規則第78号

奈良市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則

奈良市職員分限懲戒審査委員会規則（昭和60年奈良市規則49号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 委員会は、本人の申出があるときは、本人から事情を聴取しなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成18年10月10日掲示済）

奈良市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月10日

奈良市長 藤原昭

### 奈良市規則第79号

<p>奈良市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則</p> <p>奈良市宅地造成等規制法施行細則（平成2年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改め、同条第4号中「第17条」を「第16条」に、「第18条」を「第17条」に改める。</p> <p>第3条及び第4条を次のように改める。</p> <p>（工事計画の変更許可申請）</p> <p>第3条 法第12条第1項の変更の許可を受けようとする者は、宅地造成に関する工事の変更許可申請書（別記第1号様式）に、省令第25条に規定する図書及び前条各号に規定する図書のうち宅地造成に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更される図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>（軽微な変更の届出）</p> <p>第4条 法第12条第2項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 造成主、設計者又は工事施行者の変更の届出の場合 造成主等変更届（別記第2号様式）</p> <p>(2) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更の届出の場合 工事期間変更届（別記第3号様式）</p> <p>第5条中「許可工事の造成主」を「法第8条第1項本文及び法第12条第1項の許可を受けた者」に改め、同条第1号中「工事着手届」を「宅地造成工事着手届」に改め、同条第2号中「工事休止（廃止・再開）届」を「宅地造成工事休止（廃止・再開）届」に改める。</p> <p>第6条第2項中「文書」を「協議同意通知書（別記第6号様式の2）」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>3 第3条の規定は変更の協議をしようとする者について、前2条、第8条及び第11条の規定は協議が成立した者に準用する。</p> <p>第7条中「第14条の」を「第15条の」に、「第8条」を「第29条」に改め、同条第1号中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第2号中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。</p> <p>第8条中「許可工事の造成主」を「法第8条第1項本文及び法第12条第1項の許可を受けた者」に、「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。</p> <p>第10条中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改める。</p> <p>第10条の2第1項中「第16条第1項」を「第15条第1項」に、「がけ」を「崖」に改め、同条第2号中「がけ」を「崖」に改める。</p> <p>第10条の3の見出し中「附加」を「付加」に改め、同条第1項中「第16条第2項」を「第15条第2項」に、「附加する」を「付加する」に改め、同条第2項中「がけくずれ」を「崖崩れ」に改める。</p> <p>第11条第1項中「許可工事の造成主」を「法第8条第1項本文及び法第12条第1項の許可を受けた者」に、「許可工事の一部」を「当該許可を受けた工事の一部」に改め、</p>	<p>同項第1号中「許可工事」を「法第8条第1項本文及び法第12条第1項の許可を受けた工事」に改め、同条第2項中「一部完了検査を受けようとする造成主」を「申請」に、「市長に提出しなければならない」を「行わなければならない」に改める。</p> <p>第12条の見出し中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。</p> <p>省令第30条の規定により法第8条第1項本文の規定に適合していることを証する書面の交付を求める者は、宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定に適合していることを証する書面の交付申請書（別記第10号様式）に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>第13条第1号中「許可申請書」の次に「、第3条の変更許可申請書、第4条の届出書」を加え、「協議申請書」を「協議申出書」に改める。</p> <p>別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。</p>
---	---

別記

第1号様式(第3条関係)

## (正) 宅地造成に関する工事の変更許可申請書

宅地造成等規制法第12条第1項の規定による変更の許可を申請します。		※ 手数料欄			
年 月 日					
(あて先) 奈良市長					
申請者 氏名		(印)			
1 造成主住所氏名		(電話 )			
2 設計者住所氏名		(電話 )			
3 工事施行者住所氏名		(電話 )			
4 宅地の所在及び番地		奈良市			
5 宅地の面積		m <sup>2</sup>			
イ 切土又は盛土をする土地の面積		m <sup>2</sup>			
ロ 切土又は盛土の量		切 土	m <sup>3</sup>		
		盛 土	m <sup>3</sup>		
工事の変更の概要	ハ擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
	ニ排水施設	番 号	種 類	内 法 尺	法 延 長
				cm	m
	ホ崖面保護の方				
ヘ工事中の危害防止のための措置					
トその他の措置					
チ工程の概要					
7 工事着手予定期	年 月 日				
8 工事完了予定期	年 月 日				
9 その他必要な事項	造成工事の目的:				
10 宅造許可の許可番号	年 月 日 第 号				
11 変更の理由					
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄		
年 月 日			年 月 日		
第 号			第 号		
係員印			係員印		

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

## (副) 宅地造成に関する工事の変更許可通知書

※ 許 可 通 知 欄	この申請書及び添付書類に記載の宅地造成に関する工事の変更については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。							
	許可番号	第	号					
	年　月　日	奈良市長			印			
条件								
1 造成主住所氏名	(電話 )							
2 設計者住所氏名	(電話 )							
3 工事施行者住所氏名	(電話 )							
4 宅地の所在及び番地	奈良市							
5 宅地の面積	m <sup>2</sup>							
工事の変更の概要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	m <sup>2</sup>						
	6 ロ 切土又は盛土の量	切 土	m <sup>3</sup>					
		盛 土	m <sup>3</sup>					
	ハ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長			
				m	m			
	ニ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長			
				cm	m			
ホ 崖面保護の方								
ヘ 工事中の危害防止のための措置								
ト その他の措置								
チ 工程の概要								
7 工事着手予定年月日	年　月　日							
8 工事完了予定年月日	年　月　日							
9 その他の必要な事項	造成工事の目的：							
10 宅造許可の許可番号	年　月　日 第 号							
11 変更の理由								
(注意)								
1 本申請に係る宅地造成に関する工事が都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の開発許可を要するものである場合には、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第8条第1項本文及び第12条第1項の許可是不要となります。								
2 ※印のある欄は、記入しないでください。								
3 2欄は、資格を有する設計者によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ資格を有することを証明するに足りる資料を本申請に添付してください。								
4 3欄は、未定のときは、後で決まってから工事着手前に届け出してください。								
5 9欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続状況を記入してください。								
6 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。								
7 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。								

第2号様式(第4条関係)

造成主等変更届		年 月 日	住所 氏名 (電話 )	造成主、設計者又は工事施行者を次のとおり変更したので、宅地造成等規制法第12条第2項の規定により届け出ます。
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号			
変更する項目	住所	変更後	住所 氏名 (電話 )	変更後
変更事項	変更前	変更前	住所 氏名 (電話 )	変更前

造成主等変更届		年 月 日	住所 氏名 (電話 )	別記第2号様式の2を削る。 別記第3号様式を次のように改める。 第3号様式(第4条関係)
				工事期間変更届 年 月 日
			住所 氏名 (電話 )	工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日を次のとおり変更したので、宅地造成等規制法第12条第2項の規定により届け出ます。
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号			年 月 日 第 号
変更する項目	住所	変更する項目	変更事項	年 月 日
変更事項	変更前	変更前	変更事項	年 月 日

別記第4号様式中「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に改め、「造成主」を削る。

別記第5号様式中「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に改め、「造成主」を削り、

「休止期間又は廃止  
(再開) 年月日」 を

「休止期間又は廃止  
(再開) 年月日」 年 月 日 に

改める。

別記第6号様式中「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に、「ア」を「イ」に、「イ」を「ロ」に、「ウ」を「ハ」に、「エ」を「ニ」に、「内のり寸法」を「内法寸法」に、「オ」を「ホ」に、「がけ面」を「崖面」に、「カ」を「ヘ」に、「キ」を「ト」に、「ク」を「チ」に、「ケ」を「リ」に、「コ」を「ヌ」に、

「7 その他必要な事項」 を

「7 その他必要な事項」 造成工事の目的： に

「※ 許可番号欄」を「※ 協議同意番号欄」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の2(第6条関係)

## 協議同意通知書

※ 同 意 通 知 欄	この協議申出書及び添付書類に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して同意しましたので通知します。 協議同意番号 第 号 年 月 日 奈良市長 印					
	条件					
6 工 事 の 概 要	1 造成主住所氏名	(電話 )				
	2 設計者住所氏名	(電話 )				
	3 工事施行者住所氏名	(電話 )				
	4 宅地の所在及び番地	奈良市				
	5 宅地の面積	m <sup>2</sup>				
	イ 切土又は盛土をする土地の面積	m <sup>2</sup>				
	ロ 切土又は盛土の量	切 土	m <sup>3</sup>			
		盛 土	m <sup>3</sup>			
	ハ 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	m
						m
	ニ 排水施設	番 号	種 類	内 法	寸 法	延 長
					cm	m
	ホ 崖面保護の方					
ヘ 工事中の危害防止のための措置						
ト その他の措置						
チ 工事着手予定期	年	月	日			
リ 工事完了予定期	年	月	日			
ヌ 工程の概要						
7 その他必要な事項	造成工事の目的:					

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

別記第8号様式中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める。

別記第9号様式中「奈良市長 様」を「(あて先) 奈良市長」に改め、「造成主」を削り、

4 工事をした土地の所在・地番	
5 工事一部完了宅地の面積	
6 工事施行者住所・氏名	

を

4 工事をした土地の所在・地番	奈良市
5 工事一部完了宅地の面積	m <sup>2</sup>
6 工事施行者住所・氏名	住所 氏名 (電話 )

に

改める。

別記第10号様式中

- 「宅地造成等規制法第8条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付申請書」を
- 「宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定に適合していることを証する書面の交付申請書」
- 「奈良市長 様」を「(あて先) 奈良市長」に、「第8条の2に基づく宅地造成等規制法第8条第1項」を「第30条に基づく宅地造成等規制法第8条第1項本文」に、

申請に係る土地の宅地造成等規制法第8条第1項の許可等の年月日及び番号	を	申請に係る土地の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可等の年月日及び番号	に改める。
------------------------------------	---	--------------------------------------	-------

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市宅地造成等規制法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている届出書又は申出書は、この規則による改正後の奈良市宅地造成等規制法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則第10条の規定により発行されている立入検査員証は、改正後の規則第10条の規定により発行されたものとみなす。

(平成18年10月10日掲示済)

## 告示

### 奈良市告示第595号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成18年10月2日

奈良市長 藤原昭

#### 1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区

#### 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市秋篠町、秋篠新町、石木町、押熊町、三条大路二丁目、東九条町、中山町西三丁目、宝来二丁目、宝来四丁目、法蓮町、三碓三丁目、南京終町四丁目、南京終町七丁目、三松一丁目、三松四丁目及び六条西一丁目の各一部

#### 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市計画部都市計画課

#### 4 縦覧期間

平成18年10月2日から同月16日まで

#### 5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨とその理由を具体的に記載し、住所、氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市計画部都市計画課に平成18年10月16日必着で提出してください。

(平成18年10月2日掲示済)

### 奈良市告示第596号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成18年10月2日

奈良市長 藤原昭

#### 1 入札に付する事項

水質改善下水道築造工事（特単4）今市町地内ほか5件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定期格及び最低制限価格は別表のとおり）

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）

又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

⑷ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

⑸ 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

### 3 設計図書等を示す日時及び場所

#### ⑴ 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### ⑵ 場所

告示日から平成18年10月5日までは入札控室、同月6日以降は監理課窓口

### 4 入札の場所

奈良市役所入札室

### 5 入札の日時

別表のとおり

### 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

### 7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

⑴ 入札に参加する資格のない者のした入札

⑵ 郵便、電報又はファクシミリ等による入札

⑶ 入札書に記名押印のない入札

⑷ 入札書に工事件名のない、又は間違がある入札

⑸ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

⑹ 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札

⑺ 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

⑻ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札

⑼ 入札金額を訂正した入札

⑽ その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

### 8 郵便入札に関する事項

⑴ 入札書の郵便方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

⑵ 入札書の到達期限 平成18年10月12日

⑶ 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

⑷ 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされて

いない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違がある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

### 9 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成18年10月5日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

### 10 入札参加資格の審査及び決定

#### ⑴ 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

#### ⑵ 入札参加者の決定通知

平成18年10月6日までに入札参加申請者に通知します。

### 11 その他

⑴ その他の詳細は、入札者心得によります。

⑵ 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

#### ⑶ 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課工事入札係

電話 0742-34-4743

別表省略

（平成18年10月2日掲示済）

### 奈良市告示第597号

奈良市グリーンホールの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成18年10月2日

奈良市長 藤原昭

#### 1 公の施設の所在地及び名称

奈良市中登美ヶ丘三丁目1994番地の10

奈良市グリーンホール

#### 2 指定管理者が行う業務の範囲

⑴ ホールの運営に関するこ

⑵ ホールの維持管理に関するこ

⑶ 奈良市グリーンホール条例第3条第1項に規定する事業の実施に関するこ

(4) その他、奈良市グリーンホール指定管理者管理業務  
仕様書のとおり

3 指定予定期間  
平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市文化経済部文化観光室文化振興課

(2) 申請期間  
平成18年10月2日から同年10月31日まで

(3) 提出書類  
奈良市グリーンホール指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。  
ア 奈良市グリーンホール事業計画書（様式第2号）  
イ 奈良市グリーンホール収支予算書（様式第3号）  
ウ 申立書及び市税滞納有無調査承諾書（様式第4号）  
エ 法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書  
オ 法人以外の団体にあっては、会則等及び代表者の住民票の写し  
カ 団体の前年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表等活動の内容及び財務の状況がわかる書類  
キ 団体の今年度の事業計画書及び収支予算書  
ク 団体の役員名簿又はこれに類する書類

(4) 問い合わせ先  
奈良市文化経済部文化観光室文化振興課

## 3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
杣川幹線-32	奈良市藤ノ木台一丁目559-2	奈良市藤ノ木台一丁目1-1029
杣川幹線-33	奈良市藤ノ木台一丁目569	奈良市藤ノ木台一丁目588
杣川幹線-34	奈良市藤ノ木台一丁目595-1	奈良市藤ノ木台一丁目595-1
杣川幹線-35	奈良市藤ノ木台一丁目593-1	奈良市藤ノ木台一丁目1-63
杣川幹線-36	奈良市藤ノ木台一丁目1-63	奈良市藤ノ木台一丁目1-63
高畠幹線-22	奈良市三条町561-7	奈良市三条町561-7
都跡幹線-266	奈良市法華寺町299-2	奈良市法華寺町290-2
都跡幹線-267	奈良市法華寺町290-2	奈良市法華寺町282-5
都跡幹線-268	奈良市法華寺町282-5	奈良市法華寺町282-8
都跡幹線-269	奈良市法華寺町282-5	奈良市法華寺町281-11
都跡幹線-270	奈良市法華寺町301-3	奈良市法華寺町278-7
都跡幹線-271	奈良市五条町1148	奈良市五条町173-2
都跡幹線-272	奈良市柏木町490-8	奈良市柏木町495-3
都跡幹線-273	奈良市柏木町490-3	奈良市柏木町488-4
北永井幹線-303	奈良市白毫寺町63-3	奈良市白毫寺町62
明治幹線-223	奈良市北永井町367-2	奈良市北永井町367-7
平城第3幹線-5	奈良市佐保台西町56	奈良市佐保台西町32

電話 0742-34-1965  
(平成18年10月2日掲示済)

## 奈良市告示第598号

第1号コミュニティ住宅附設駐車場使用者を次のとおり募集します。

平成18年10月2日  
奈良市長 藤原昭  
次のとおり省略  
(平成18年10月2日掲示済)

## 奈良市告示第599号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成18年10月2日から2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成18年10月2日  
奈良市公共下水道管理者  
奈良市長 藤原昭  
1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成18年10月16日  
2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
藤ノ木台一丁目、三条町、法華寺町、五条町、柏木町、白毫寺町、北永井町及び佐保台西町の各一部

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称  
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
他  
(平成18年10月2日掲示済)

## 奈良市告示第600号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成19年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成18年10月2日

奈良市長 藤原昭

名称	位置	床面積 (m <sup>2</sup> )	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	70,700	0.7048
		74.8	3-4号館	69,700	0.7048
		74.8	5-6号館	73,700	0.7048
		39.3	6号館	38,700	0.7048
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	13,600	0.7645
		74.9	1-2号棟	83,300	0.7872
第4号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1-2号棟	71,200	0.7698
		64.2	1-2号棟	61,200	0.7698
		64.5	1-2号棟	61,500	0.7698
		71.9	1-2号棟	68,600	0.7698
		74.6	3号棟	70,100	0.7698
		64.2	3号棟	60,300	0.7698
		64.5	3号棟	60,600	0.7698
		71.9	3号棟	67,600	0.7698
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1-2号棟	66,000	0.7751
		64.5	1-2号棟	57,000	0.7751
		71.2	1-2号棟	62,900	0.7751
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	34.7	101-120	15,600	0.7360
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	131-140	15,600	0.7664
		28.0	141-150	16,100	0.7664
		33.8	151-160	17,800	0.7664
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	1-2号棟	102,400	0.8056
		60.7	1-2号棟	88,600	0.8056
		55.3	1-2号棟	87,100	0.8124
		70.1	3号棟	97,900	0.8056
		60.7	3号棟	84,700	0.8056
		55.3	3号棟	84,100	0.8124
		60.1	3号棟	83,900	0.8056
第10号市営住宅	奈良市吉市町	42.7	92-126	18,700	0.7266
		42.7	127-141	23,600	0.7266
		55.4	143-157	28,500	0.7266
		58.8	158-164	30,000	0.7266
		58.8	165-188	30,200	0.7266
		74.6	1-23	91,100	0.7309
		74.6	24-35	88,700	0.7309
		74.9	36-62	88,000	0.7309
		74.9	63-66	88,800	0.7309
		74.9	67-102	90,900	0.7309
		75.0	103-112	88,700	0.7309
		74.9	113-118	85,000	0.7309
		74.9	119-124	91,400	0.7309
		74.8	125-128	91,800	0.7309
		31.4	1-12	12,100	0.7151

## 奈良市公報

平成18年11月1日  
(水曜日)

第214号

第11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目	42.7	54-63	17,200	0.7018
		55.4	74-78	29,000	0.7018
		55.4	64-73	28,100	0.7018
		58.8	79-91	29,000	0.7018
		58.8	92-101	33,600	0.7018
		74.8	1-10	85,200	0.7048
		74.9	25-28	87,300	0.7048
		74.9	11-24	86,200	0.7048
		74.9	29-32	86,900	0.7048
		74.9	33-38	89,000	0.7048
		74.9	39-43	89,000	0.7048
		75.0	44-47	89,800	0.7048
		74.9	48-53	89,600	0.7048
		75.0	54-55	83,100	0.7048
		74.9	56-57	89,200	0.7048
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、横井二丁目、横井五丁目	55.4	76-105	29,000	0.7076
		75.0	1-28	90,600	0.7109
		74.9	39-43	88,100	0.7109
		74.9	29-38	88,700	0.7109
		74.8	44-49	87,000	0.7109
		74.9	50-53	87,100	0.7109
		74.9	54-55	87,700	0.7109
		74.9	56-59	89,900	0.7109
		75.0	60-67	87,700	0.7109
		75.0	68-71	87,900	0.7109
		74.9	72-75	85,300	0.7109
		74.9	76-77	90,800	0.7109
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目	58.8	15-20	29,900	0.7000
		58.8	21-30	33,300	0.7000
		74.9	1-8	88,400	0.7028
		74.9	9-14	89,200	0.7028
第14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目	74.7	101-312	79,500	0.7852
第16号市営住宅	奈良市西木辻町	28.3	101-405	18,900	0.7656
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目	39.9	1号棟	26,300	0.7726
		37.6	2号棟	24,800	0.7726
		42.1	3号棟	23,700	0.7726
		38.7	4号棟	21,900	0.7726
		42.3	5-6号棟	24,600	0.7726
第19号市営住宅	奈良市紀寺町	58.8	52-61	31,300	0.7190
		74.8	101-404	73,800	0.7229
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1-4号棟	42,100	0.8177
		65.0	5-9号棟	51,000	0.8177
		55.0	5-9号棟	43,200	0.8177
		45.0	5-9号棟	35,300	0.8177
第21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201-612	50,300	0.8427
第22号市営住宅	奈良市蘭生町	31.5	1~20	7,900	0.6601
		31.5	21~36	7,700	0.6601
第23号市営住宅	奈良市針町	31.5	1~20	7,000	0.6639
		31.5	21~40	7,600	0.6639

(平成18年10月2日掲示済)

奈良市告示第601号

急性灰白髄炎予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告します。

平成18年10月3日

奈良市長 藤原昭

- 1 予防接種の対象者の範囲  
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
- 2 予防接種を行う期日及び場所  
別紙のとおり
- 3 接種不適当者
  - (1) 下痢が治癒していない者
  - (2) 明らかな発熱(37.5°C以上)を呈している者
  - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型のアレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
  - (5) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 4 接種要注意者
  - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患有することが明らかな者
  - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことのある者
  - (3) けいれんの既往のある者
  - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
  - (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- 5 料金  
無料
- 6 その他  
不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせください。

別紙省略

(平成18年10月3日掲示済)

**奈良市告示第602号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年10月3日

奈良市長 藤原昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成18年10月3日

## 3 移動対象区域

近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年10月3日掲示済)

**奈良市告示第603号**

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を変更するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和61年奈良市条例第35号)第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成18年10月3日

奈良市長 藤原昭

## 1 地区計画等の種類

地区計画

## 2 地区計画の名称

押熊町西地区地区計画

## 3 地区計画の位置

奈良市押熊町及び東登美ヶ丘五丁目の各一部

## 4 地区計画の区域

別紙図面のとおり

## 5 地区計画の面積

約2.3ha

## 6 地区計画の原案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市計画部都市計画課

## 7 地区計画の原案の縦覧期間

平成18年10月4日から同月18日まで

## 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法

この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、平成18年10月25日必着で奈良市都市計画部都市計画課に提出してください。

別紙図面省略

(平成18年10月3日掲示済)

**奈良市告示第604号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年10月4日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日		
名 称	所在地				
開設者					
名 称	主たる事務所の所在地				

## 奈良市公報

平成18年11月1日  
(水曜日)

第214号

ならやま園訪問入浴センター	奈良市山陵町1085	居宅 訪問入浴介護	平成16年12月1日
社会福祉法人福寿会	奈良市秋篠町1567		

(平成18年10月4日掲示済)

## 奈良市告示第605号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年10月4日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		介護予防 通所介護	平成18年10月2日
名称	主たる事務所の所在地		
ならやま園デイサービスセンター	奈良市山陵町1085	介護予防 通所介護	平成18年10月2日
社会福祉法人福寿会	奈良市秋篠町1567	介護予防 短期入所生活介護	平成18年10月2日
ならやま園ショートステイサービス	奈良市山陵町1085	介護予防 訪問介護	平成18年10月2日
社会福祉法人福寿会	奈良市秋篠町1567	介護予防 訪問介護	平成18年10月2日
ならやま園ホームヘルプステーション	奈良市山陵町1085	居宅 居宅療養管理指導	平成18年10月2日
社会福祉法人福寿会	奈良市秋篠町1567	介護予防 居宅療養管理指導	平成18年10月2日
いとう歯科	奈良市四条大路一丁目25-20	居宅 居宅療養管理指導	平成18年10月2日
伊藤 譲	奈良県奈良市四条大路一丁目25-20	介護予防 居宅療養管理指導	平成18年10月2日

(平成18年10月4日掲示済)

## 奈良市告示第606号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成18年10月4日

奈良市長 藤原昭

次のとおり省略

(平成18年10月4日掲示済)

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成18年10月4日

奈良市長 藤原昭

- 1 送達をすべき文書  
納期限変更告知書
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(平成18年10月4日掲示済)

## 奈良市告示第607号

地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の2第1項の規定に基づく納期限変更告知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、同法第20条の2第1項により、次のとおり公示送達します。

## 奈良市告示第608号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第68条第1項の規定に基づく差押書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成18年10月4日

奈良市長 藤原昭

1 送達をすべき文書

差押書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成18年10月4日掲示済)

**奈良市告示第609号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成18年10月4日

奈良市長 藤原昭

申請者住所	奈良市八条一丁目814番地の5
申請者氏名	株式会社フォレストホーム 代表取締役 森本 勝博
道路の位置	奈良市大安寺西一丁目356番地の1の一部 及び奈良市四条大路南町361番地の4の一部
道路の幅員	最大4.30m 最小4.30m
道路の延長	40.00m
指定年月日	平成18年10月4日
指定番号	第18007号

(平成18年10月4日掲示済)

**奈良市告示第610号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年10月4日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年10月4日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年10月4日掲示済)

**奈良市告示第611号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成18年10月5日

奈良市長 藤原昭

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成18年10月19日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成18年7月3日から同月7日まで、同月10日から同月11日まで、同月13日、同月18日から同月21日まで、同月24日、同月27日から同月28日まで

(平成18年10月5日掲示済)

**奈良市告示第612号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成18年10月5日

奈良市長 藤原昭

申請者住所	兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
申請者氏名	ファースト住建株式会社 代表取締役 中島 雄司
道路の位置	奈良市紀寺町838番地の1の一部
道路の幅員	最大6.49m 最小4.5m
道路の延長	23.41m
指定年月日	平成18年10月5日
指定番号	第17027号

(平成18年10月5日掲示済)

**奈良市告示第613号**

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成18年10月6日

奈良市長 藤原昭

## 1 放置場所

1号物件	奈良市神功二丁目地内（市道中部第1001号線上）
2号物件	奈良市佐保台西町地内（市道中部第174号線上）

## 2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号物件	ミツビシ	トッポ	軽自動車	深銀	大阪41え49-44	H22A-0367478
2号物件	ベンツ	560SEL	普通自動車	紺	奈良300て72-53	WDB1260391A384071

## 3 処分年月日

平成18年10月20日

## 4 処分等の内容

廃棄処分

## 5 連絡先

建設部土木管理課 電話 0742-34-1111  
(平成18年10月6日掲示済)

審議会委員選挙のうち宅地の所有者が選挙する委員の選挙については、届け出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超ないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行いません。

平成18年10月6日

奈良市長 藤原昭  
(平成18年10月6日掲示済)

## 奈良市告示第614号

平成18年10月22日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届け出のあった候補者は、次のとおりですので、同令第24条第5項の規定により、公告します。

平成18年10月6日

奈良市長 藤原昭  
記

## 1 宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏名又は名称	住所又は所在地
久保田 隆一	奈良市大森西町14番12号
市川 義治	奈良市大森西町21番5号
大西 正純	奈良市大森西町21番11号
平田 圭吾	奈良市大森西町16番31号
米田 忠	奈良市大安寺七丁目16番13号
石田 勝康	奈良市大安寺七丁目16番16号
岡田 忠勲	奈良市大安寺七丁目15番17号
巽 源之	奈良市大安寺七丁目15番7号

(平成18年10月6日掲示済)

## 奈良市告示第615号

平成18年10月22日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地地区画整理

## 奈良市告示第616号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年10月6日

奈良市長 藤原昭

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社 白川設備	代表取締役 白川樹耕	京都府相楽郡木津町 大字吐師郷和田2番地	平成18年 10月5日

(平成18年10月6日掲示済)

## 奈良市告示第617号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成18年10月10日

奈良市長 藤原昭

申請者住所	大阪市天王寺区上汐三丁目8番4号プラスビル413号
申請者氏名	有限会社 パークス 代表取締役 金龍守
道路の位置	奈良市神殿町247番地の1
道路の幅員	最大6.16m 最小4.50m

道路の延長	50.05m
指定年月日	平成18年10月10日
指定番号	第18011号

(平成18年10月10日掲示済)

**奈良市告示第618号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成18年10月10日

奈良市長 藤原昭

名称	所在地	辞退年月日
中島クリニック	奈良市鶴舞東町2-11松下興産ビル1F	平成18年9月30日

(平成18年10月10日掲示済)

**奈良市告示第619号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成18年10月10日

奈良市長 藤原昭

名称	所在地	指定年月日
医療法人中島クリニック	奈良市鶴舞東町2-11松下興産ビル1F	平成18年10月1日
寺崎クリニック	奈良市南城戸町67	平成18年10月10日

(平成18年10月10日掲示済)

**奈良市告示第620号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年10月10日

奈良市長 藤原昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成18年10月10日

## 3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年10月10日掲示済)

**奈良市告示第621号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成18年10月10日

奈良市長 藤原昭

- 1 名称  
大慈仙町自治会
- 2 規約に定める目的  
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。  
(1) 美化・清掃等区域内の環境整備  
(2) 集会施設の維持管理  
(3) 保健衛生・福祉向上  
(4) 区域内住民相互の連絡と親睦を図る  
(5) その他必要な事項
- 3 区域  
奈良市大慈仙町の区域とする。
- 4 事務所  
奈良市大慈仙町550番地
- 5 代表者の氏名及び住所  
岡田照雄  
奈良市大慈仙町727番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
いずれもなし
- 7 代行者の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由  
本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項の規定によるほか、総会において会員総数の2分の1以上の議決を経て解散する。
- 9 認可年月日  
平成18年10月10日

(平成18年10月10日掲示済)

**奈良市告示第622号**

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定により、廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので告示します。

平成18年10月10日

奈良市長 藤原昭

## 1 放置場所

奈良市横井一丁目地内 第12号市営住宅団地内道路

## 2 自動車の種類等

メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
スズキ	レボ	軽自動車	白	奈良ゆ822	CL11V-244781

## 3 処分年月日

平成18年10月24日

## 4 処分等の内容

廃棄処分

## 5 連絡先

奈良市建設部住宅課 電話 0742-34-8236

(平成18年10月10日掲示済)

## 奈良市告示第623号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年10月11日

奈良市長 藤原 昭

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成18年10月11日

## 3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年10月11日掲示済)

## 奈良市告示第624号

奈良市身体障害者自動車運転免許取得費助成金交付要綱等を廃止する告示を次のように定める。

平成18年10月12日

奈良市長 藤原 昭

奈良市身体障害者自動車運転免許取得費助成金交付要綱等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 奈良市身体障害者自動車運転免許取得費助成金交付要綱（平成10年奈良市告示第153号）
- (2) 奈良市身体障害者自動車改造費助成金交付要綱（平成10年奈良市告示第154号）
- (3) 奈良市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成11年奈良市告示第270号）
- (4) 奈良市在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成12年奈良市告示第131号）
- (5) 奈良市進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要綱（平成12年奈良市告示第132号）

(6) 奈良市障害児（者）療育等支援施設事業実施要綱（平成14年奈良市告示第124号）

(7) 奈良市知的障害者地域生活援助事業実施要綱（平成14年奈良市告示第126号）

(8) 奈良市障害者生活支援事業実施要綱（平成14年奈良市告示第207号）

## 附 則

この告示は、平成18年10月12日から施行する。

(平成18年10月12日掲示済)

## 奈良市告示第625号

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年10月12日

奈良市長 藤原 昭

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱（平成18年奈良市告示第198号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、組合員若しくはこれらの者」を「又は組合員」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、対象者としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け医療が行われる者
- (2) 老人保健法（昭和57年法律第80号）に規定する老人医療受給対象者及び社会保険各法その他法令において当該老人医療受給対象者と同様の取扱いとされた者

## 附 則

この告示は、平成18年10月12日から施行し、この告示による改正後の奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の規定は、同日以後に申請される助成金について適用する。

(平成18年10月12日掲示済)

## 奈良市告示第626号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年10月12日

奈良市長 藤原 昭

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成18年10月12日

## 3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年10月12日掲示済)

## 奈良市告示第627号

奈良市精神障害者ケアマネジメント事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成18年10月12日

奈良市長 藤原昭

奈良市精神障害者ケアマネジメント事業実施要綱を廃止する告示

奈良市精神障害者ケアマネジメント事業実施要綱（平成14年奈良市告示第621号）は、廃止する。

#### 附 則

この告示は、平成18年10月12日から施行する。

（平成18年10月12日掲示済）

#### 奈良市告示第628号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定によるインフルエンザ予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年10月13日

奈良市長 藤原昭

#### 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者で接種を希望する者	平成18年10月15日から平成18年12月28日まで	別紙のとおり

#### 2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱（37.5°C以上）を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
- (4) 接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者
- (6) その他インフルエンザ予防接種を行うことが不適当な状態にある者

#### 3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等

の基礎疾患有することが明らかな者

(2) ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

#### 4 料金

1,000円実費徴収。ただし、予防接種法第24条ただし書の規定により、生活保護世帯からの実費徴収は行わない。

#### 5 その他

不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

（平成18年10月13日掲示済）

## 訓令甲

#### 奈良市訓令甲第8号

府中一般  
関係各所

奈良市防災行政無線局管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年10月10日

奈良市長 藤原昭  
奈良市防災行政無線局管理規程の一部を改正する訓令

奈良市防災行政無線局管理規程（平成9年奈良市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「企画部長」を「市民生活部長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成18年10月10日から施行し、この訓令による改正後の奈良市防災行政無線局管理規程第4条第3項の規定は、同年4月1日から適用する。

（平成18年10月10日掲示済）

## 監査

#### 奈良市監査委員告示第12号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成18年10月10日

奈良市監査委員 吉田肇  
同 中嶋肇  
同 幾田邦夫  
同 米澤保

土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について

#### 2 奈良市土地開発公社について

##### (6) 長期保有土地について

##### 【監査結果の要旨】

- ① J R 奈良駅周辺整備事業（保健総務課）

## (ニ) 事業計画の見直し

(仮称) シルクロードタウンツーリストセンター建設事業用地は、売買契約において、指定用途、指定期間が定められていたが、事業が進捗せず、奈良市土地開発公社からの買戻し期日を延期しているが、買戻し期日を安易に先送りして金利などの負担を増大すべきでない。また、当該用地はJR奈良駅前の一等地であり、現状のまま放置することは奈良全体の価値を下げる事にもなるため、社会経済的見地からみても土地の将来利用に向けた事業計画を早急に検討する必要がある。

## 【措置の内容】

(ニ) 当該用地は、奈良市所有地との仮換地指定の変更を受け、保健所等複合施設建設用地として活用することとなった。保健所等複合施設建設事業は、平成18年度～平成21年度を事業期間として推進し、土地開発公社経営健全化計画において年次的に用地買戻しを進める。また、平成18年度予算に計上している建築設計委託をプロポーザル方式により実施する。

財務管理事務の執行状況と財務管理組織の整備状況について

- 1 赤字事業の事業資金を有利子負債で調達するのは、不健全

## 【監査結果の要旨】

- ① 下水道事業は赤字事業であるにもかかわらず、事業資金を有利子負債で調達するのは、不健全である。

## 【措置の内容】

- ① 一般会計からの繰出金を削減するため、下水道使用料の見直し等を検討している。

- 2 広報においても、決算概要（決算の要領）を開示（公表）すべき

## 【監査結果の要旨】

- ① 決算概要（決算の要領）を住民にわかりやすく開示（公表）するため、広報においても、開示すべきである。

## 【措置の内容】

- ① 平成18年のしみんだより1月号で、平成16年度の決算状況を掲載した。また、平成17年度決算の認定後速やかに決算状況を公表するため、しみんだより11月号で決算状況を掲載します。

(平成18年10月10日掲示済)

## 奈良市監査委員告示第13号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成18年10月12日

奈良市監査委員 吉田 肇  
同 中嶋 肇  
同 幾田 邦夫  
同 米澤 保

奈監 第101号

平成18年10月10日

## 請求人様

奈良市監査委員 吉田 肇  
同 中嶋 肇  
同 幾田 邦夫  
同 米澤 保

## 住民監査請求の結果について（通知）

平成18年8月15日付けで提出のあった住民監査請求については、同月31日付けで受理し、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

## 1 監査対象

奈良市市民生活部市民安全室地域活動推進課

## 2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成18年9月7日、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

## 3 関係人の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定により、平成18年9月7日、市民生活部長、同部市民安全室長危機管理課長事務取扱及び同部地域活動推進課長に対し、事情聴取を行った。

## 4 請求の要旨（原文どおり）

## 1. 住民監査請求の内容

奈良市は、毎年、奈良市自治連合会（現会長・吉岡正志氏、会員・45地区自治連合会、事務局・奈良市市民生活部地域活動推進課内）に対し、交付金を支出し、自治会活動への支援を行っています。しかし、その交付金の使途が極めて不適正で、かなりの交付金が飲食費や温泉地などの宿泊、酒宴等に使われております。住民自治の健全な育成のため、交付金という形で、市民からの税金が投入されているにも拘わらず、現状は、まさに“税金のムダ遣い”的相を呈しています。この事実を奈良市自治連合会は、奈良市に報告せず、同自治連合会の決算書にも記載しておりません。

藤原昭奈良市長は、先ほど実施したタウンミーティング等で、奈良市財政の窮迫した状況を市民に説明され、財政再建のための行財政改革の必要性を強調されました。交付金等を飲食費や温泉地での酒宴など、“税金のムダ遣い”を行ってきた奈良市自治連合会に対し、奈良市長は、毅然とした姿勢で、交付金の不適正な使途の是正を求め、同時に記録文書が残る平成13年度から平成17年度までの不適正使用の交付金の返還措置を奈良市自治連合会に通告するよう、奈良市監査委員が勧告していただきたいと存じます。また、平成18年度についても交付金の不適正な使用がないよう必要な措置を講じていただきたいと思います。

以上、奈良市が奈良市自治連合会に対し支出してきた交付金の適正かつ透明性のある使途にするため、奈良市監査委員の厳正な監査をお願いするとともに、藤

原昭奈良市長に対し、奈良市自治連合会への交付金についての是正措置及び交付金の不適正使用分についての返還措置を講ずるよう要請します。

#### 1. 住民監査請求の要旨など

奈良市自治連合会が奈良市より支出された交付金について、その使途の適否を解明するため、請求人は、奈良市情報公開条例に基づき、平成18年7月26日、藤原昭奈良市長に対し、「奈良市が奈良市自治連合会に行ってきた交付金について、平成13年度以降の金額(年間)と、その使途について、奈良市自治連合会から市に報告書(例えば、各年度の奈良市自治連合会の予算、決算、事業報告など)があれば情報公開して下さい」との行政文書の開示請求をしました。行政文書の開示請求を平成13年度以降としたのは、奈良市が保持するこの種の行政文書は過去5年分とされているためです。

この開示請求に対し、藤原昭市長名で平成18年8月7日付の「行政文書部分開示決定通知書」が請求人のもとに届き、同年8月9日、奈良市総合情報公開窓口で、所管課の奈良市市民生活部地域活動推進課課長、同課長補佐から開示請求を求めた行政文書の説明を受けました。

開示された行政文書は、平成13年度から同17年度までの5年間の「奈良市自治連合会事業報告書」と同期間の「奈良市自治連合会予算書」「奈良市自治連合会決算書」及び同期間の「奈良市自治連合会収支決算について」と題する同自治連合会監査(役員)による監査報告(署名付)等であります。

上記の開示された行政文書のうち、各年度の「奈良市自治連合会決算書」及び「奈良市自治連合会事業報告書」を子細に検討、分析した結果、奈良市自治連合会が奈良市から交付された交付金等の使途(収入、支出)が明らかになりました。これを年度別の決算額でみると、次のとおりとなります。

(平成13年度) 収入は①市交付金が150万円②負担金が64万2千円(内わけは総会に参加の市助役ほか3名分が5万円、懇談会参加の市長ほか9名分が7万円、県外研修参加の自治連合会長23名と事務局2名の計25名分が49万8千円、市長を囲む会参加の市長ほか4名分が1万8千円などとなっています。③自治連合会長の会費収入は1地区1万円で、42地区分の計42万円。このほか④平成13年度には、日赤から奈良市自治連合会へ交付金56万2千8百74円があります。なぜ、日赤からの交付金があったのか疑問でありますが、いずれにしても奈良市自治連合会の平成13年度の収入の大半は、奈良市からの交付金や市長ほか市幹部の負担金であります。

これに対し、平成13年度の奈良市自治連合会の支出をみると、①総会費が38万8千8百28円②会議費(定例会、理事会、市政懇談会、市長を囲む会)が88万7千2百88円③研修費が120万7千6百11円。これは地

域行政連絡組織等についての福山市への県外研修となっています。④事業費が66万4千9百31円で、青少年健全育成部会、ゴミ問題対策部会、防災対策部会の費用ということです。⑤活動費は46万3千4百76円で、ふれあい活動の支出金です。

これら平成13年度の奈良市自治連合会の事業報告及び決算書の支出の部の決算額などを検討し、分析したところ、総会費、会議費、研修費、事業費などの大部分には、飲食を伴う会合の費用が含まれていることが判明しました。中でも研修費は、県外研修と称して研修先の温泉地に一泊しての酒宴を行っているのです。この事実は、奈良市職員の証言によって明白であります。その証言によれば、奈良市自治連合会の温泉地での酒宴は、毎年、行われているとのことです。平成13年度は、自治連合会長23名と事務局2名の計25名が参加しています。その費用は、研修費120万7千6百11円から25名の負担金49万8千円を差し引いても70万9千6百11円を支出したことになります。

この支出に加え、飲食を伴う総会費38万8千8百28円、会議費88万7千2百88円を加算しますと、実に198万5千7百27円が支出されたのです。この年度の奈良市の奈良市自治連合会への交付金150万円を上回る額が飲食、酒宴などに浪費されたことになります。いわば市民の税金によって、温泉地に宿泊し、飲食、酒宴を伴う会合等を重ねていたわけです。事業費、活動費の中にも飲食を伴う費用が入っているとみられます。決算書を分析する限り、奈良市自治連合会は、“税金のムダ遣い” “税金の私物化”をしていたとみられてもおかしくないのです。

〔平成14年度〕事業報告書、決算書に基づいて分析すると、奈良市自治連合会の収入のうち、奈良市交付金が140万円。負担金は、懇談会(市長ほか7名分)5万6千円、市長を囲む会(市長ほか5名分)1万5千円などとなっています。

これに対し、支出は、総会費13万7千5百19円、会議費84万3千3百94円(定例会・理事会に7万8千2百70円、市政懇談会に60万1千1百88円、市長を囲む会に16万3千9百36円)。さらに研修費は、県外研修として「地域行政連絡組織等について」姫路市自治連合会との交流を行い、24万8千42円を支出しています。

飲食を伴う総会費、会議費、研修費をあわせて支出は、122万8千9百55円にもなり、自治連合会会費41万円分を差し引いても、81万8千9百55円が税金でまかれたことになります。ここに姫路市の研修のあとは、温泉地に宿泊し、酒宴を催したことが、市職員の証言で明らかとなっています。

これに事業費39万9千4百80円、活動費25万4千2百97円の中の飲食費用分を加えると、税金での支出がさらに増加します。

〔平成15年度〕奈良市自治連合会の事業報告書、決算書で分析すると、収入は前年度の繰越金が175万5千

2百7円あったため、市交付金を受けておりません。しかし、繰越金は、前年度までの市交付金等の不執行分を積み重ねたもので、市民からの税金であることには変わりありません。自治連合会長の会費40万円と負担金53万3千円（視察参加18名分が45万円、懇談会参加の市長ほか9名分が7万円、市長を囲む会参加の市長ほか4名分が1万3千円）が収入となっています。

これに対し、支出は、飲食を伴う総会費15万4千3百50円（三井ガーデンホテル）、会議費72万3千9百39円（定例会・役員会15万1千80円、三井ガーデンホテルでの懇談会41万3千7百円、春日野荘での市長を囲む会15万9千59円）。また、研修費に123万2千6百40円を支出。これは奈良を考える東京懇話会参加と国會議事堂、北朝鮮工作船展示視察などとなっていますが、このあと、多額の費用を使って温泉地宿泊に酒宴を催したことが、これまで市職員の証言で判明しています。さらに事業費50万4千1百43円の内わけをみると、宇治少年院視察研修、豊中・伊丹クリーンセンター視察研修など飲食を伴う事業に多額の費用を使っています。

〔平成16年度〕奈良市自治連合会の事業報告書、決算書によると、収入は市交付金140万円、負担金52万円（自治連合会長の視察研修43万8千円、懇談会参加の市長ら7万円、新年定例会参加の市長ら1万2千円）となっています。

これに対し、支出は、飲食を伴う総会費15万2千9百64円（三井ガーデンホテル）、会議費68万9千7百15円（定例会・役員会が10万7千60円、三井ガーデンホテルでの懇談会が43万2千2百20円、共済会館「やまと」での新年定例会が15万5千7百35円）。このほか、研修費88万3千25円。これは名古屋市での1泊2日の日程で実施したものですが、視察研修目的などは事業報告、決算書に記載されていません。しかし、市職員らの証言で、温泉地での宿泊、酒宴が含まれていると思われます。16年度は事業費が僅か3万2百80円のもの、例年と比べ特異な現象です。

〔平成17年度〕奈良市自治連合会の事業報告、決算書によると、収入は市交付金が112万円、負担金11万3千円（懇談会参加の市長ら9万8千円、新年定例会参加の市長ら1万5千円など）となっており、市交付金に依存する財務体質は変わっておりません。

同年度の支出は、飲食を伴う三井ガーデンホテルでの総会費13万5千8百70円、会議費69万7千3百87円（定例会・役員会15万7千4百8円、三井ガーデンホテルでの懇談会36万5千7百90円、新年定例会16万8千89円）。ほかに研修費45万円を使い、美浜原子力発電所と自衛隊小松基地を訪れたあと、温泉地に一泊し、酒宴を催したことが、市職員らの証言で明らかになっています。しかしながら、この県外研修は、同年度の奈良市自治連合会の事業報告書にも記載されていません。

他に飲食を伴う事業費に51万7千2百41円を支出。うち災害対策部会研修会で福井市防災センターを訪れるなど、24万千百61円を使っています。

以上、奈良市自治連合会の平成13年度から平成17年度までの5年間の事業報告及び決算書を検討、分析した結果、いずれの年度も奈良市交付金等の税金に依存しているにも拘らず、飲食、酒食を伴う会議、研修会などに多額の税金を消費しております。その上、研修と称して、1泊2日の県外視察旅行を続け、宿泊地に温泉地を選び、多い年度には123万円を超える研修費を支出し、少ない年度でも24万円を超える費用を使っています。これも市職員らの証言で明らかになりました。

平成18年度も奈良市自治連合会は、予算の収入の部で奈良市交付金112万円を当て込み、負担金11万円を加え、支出として総会費15万円（ホテル日航奈良）をすでに消費し、他に会議費（懇談会等）に80万円、視察研修（場所未定）の費用に45万円などを計上しています。

税金である奈良市交付金等を多年にわたり、本来の自治会活動以外の遊興費に転用している奈良市自治連合会の運営の実情は、奈良市財政が窮屈して、市民生活にも重大な影響を与えており、真に遺憾千万なことと言わなければなりません。奈良市自治連合会の税金をあたかも“私物化”している奈良市交付金等の用途は、市民感情からみて許されるものではなく、藤原昭奈良市長は速やかに、不適正な奈良市自治連合会への交付金の支出を是正するとともに、不適正に使った奈良市交付金のうち、平成13年度から平成17年度までの不適正使用分と思われる約700万円の奈良市へ返還を求めるよう通告していただきたい。請求人は、奈良市監査委員が厳正な監査をされ、奈良市長に対し、奈良市交付金の適正な支出と、公金の返還を求めるよう是正措置をとるよう勧告されることを強く要望致します。

##### 5 監査対象事項

本件監査請求は、奈良市自治連合会への交付金の支出が不適正であることを理由として、平成18年8月15日にされたものである。請求人の主張する平成13年度、同14年度、同15年度はもとより、同16年度の交付金についても平成17年5月31日をもって事業が完了しており、地方自治法第242条第2項本文に規定する1年の監査請求期間を経過しているので監査対象から除外し、同17年度の交付金の支出分のみ監査対象とした。

##### 6 監査の結果

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

- (1) 奈良市自治連合会会則では、奈良市自治連合会（以下「連合会」という。）は、奈良市内の地区自治連合会（以下「地区連合会」という。）相互の情報交換と親睦を図り、行政と相互に協力し合い、行政に対して市民の立場から建設的意見を具申すること目的とし、

これに賛同する各地区自治連合会長（以下「地区会長」という。）を以って組織された団体であること。

また、目的達成のため、次の事業が行われていること。

- ① 各地区連合会相互の連絡、調整に関するこ
- ② 市政に対する市民の要望等を具申すること
- ③ 市行政に対する協力
- ④ 研修に関すること
- ⑤ その他、この会の目的達成に必要な事項

(2) 地区連合会は、49地区あり、そのうち連合会に加入しているのは46地区（地区会長数は、1地区不在のため45人）であること。

(3) 奈良市自治連合会交付金（以下「市交付金」という。）は、平成17年度奈良市一般会計歳出予算の第2款総務費・第1項総務管理費・第8目自治振興及び出張所並びに連絡所費・第19節負担金補助及び交付金に1,120,000円が計上されたこと。

(4) 奈良市自治連合会交付金交付要綱（以下「要綱」という。）は、昭和56年4月1日から施行され、その趣

## ア 平成17年度奈良市自治連合会事業報告

旨は地区会長によって組織され本市全域に及ぶ自治会を統括し、市政各般にわたる全市的自治会活動の協力と推進及び連絡調整機能を有する連合会に対して、予算の範囲内において交付金を交付すること、目的は連合会に対し当該運営経費の一部に資するため交付すること規定していること。

- (5) 平成17年度の市交付金は、要綱第5条に基づき、平成17年7月1日付けで連合会の会長から奈良市長に交付金交付申請書が提出され、同日付けで要綱第6条による交付決定を通知し、要綱第8条により同年8月5日に交付されたこと。
- (6) 要綱第10条に基づき、平成18年5月31日付けで、平成17年度奈良市自治連合会事業報告書及び平成17年度奈良市自治連合会決算書が提出されているが、収支等を確認するため領収書等の提出を求めたところ、事業報告書に記載誤りが、また、決算書記載内容にも不備が判明し、それらを精査したところ次表のとおりであったこと。

年	月	日	事業内容	備考
平成 17	4	6 27	春の交通安全県民運動市民決起大会参加 理事会	なら100年会館「中ホール」 市庁内会議室
	5	11	定例会（新会長紹介、新理事紹介、会長選出）	市庁内会議室
	19		臨時理事会	
	21		役員会（新年度役員について、新年度予算について）	市庁内会議室
	31		奈良基地祭	奈良基地上空
			総会（新年度役員について、監査の選出、前年度事業報告及び決算報告、監査報告、新年度事業計画及び予算会則一部改正について）	三井ガーデンホテル
			懇談会（歓送迎会）	三井ガーデンホテル
	6	8 15	役員会 定例会	市庁内会議室 市庁内会議室
	7	6 10 20	役員会 人権ふれあいのつどい 定例会	市庁内会議室 勤労者総合福祉サービスセンター 市庁内会議室
	8	3 17 30	役員会 臨時定例会 地域安全強化・暴力追放市民決起大会	市庁内会議室 市庁内会議室 学園前ホール
	9	2 7 19 21 21	奈良市防災訓練参加 役員会 奈良市市民ふれあい福祉大会参加 定例会 秋の交通安全県民運動市民決起大会参加	都祁県民グランド 市庁内会議室 中央体育館 市庁内会議室 学園前ホール
	10	4 19	役員会 定例会	市庁内会議室 市庁内会議室
	11	2 8 16 17	役員会 奈良市自治会長感謝状贈呈式 定例会 子ども安全の日集い	市庁内会議室 市庁内正庁 市庁内会議室 学園前ホール
	12	2 7	「なら教育の日」記念集会参加 役員会	なら100年会館大ホール 市庁舎会議室

## 奈良市公報

平成18年11月1日  
(水曜日)

第214号

18	1	8 9 25	消防出初式参加 奈良市成人式 新年定例会	鴻ノ池運動公園 中央体育館 市庁舎会議室
			役員会（年度末まとめ新年度方針について） 視察研修（エコクル美方）	市庁舎会議室 福井県三方郡美方町
			役員会 災害対策部会研修会（防災センター） 定例会（新年度定例会・総会について）・三部会	市庁舎会議室 福井市 市庁舎会議室

## イ 平成17年度奈良市自治連合会事業報告（精査後）

年	月	日	事業内容	備考
平成 17	4	6	春の交通安全県民運動市民決起大会参加	なら100年会館「中ホール」
		27	理事会	市庁内会議室
	5	11	定例会（新会長紹介、新理事紹介、会長選出）	市庁内会議室
		19	役員会（新年度役員について、新年度予算について）	市庁内会議室
		21	奈良基地祭	奈良基地上空
		31	総会（新年度役員について、監査の選出、前年度事業報告及び決算報告、監査報告、新年度事業計画及び予算会則一部改正について） 懇談会（歓送迎会）	三井ガーデンホテル
		8	役員会	三井ガーデンホテル
		15	定例会	市庁内会議室 市庁内会議室
	7	6	役員会	市庁内会議室
		10	人権ふれあいのつどい	勤労者総合福祉サービスセンター
		20	定例会	市庁内会議室
	8	3	役員会	市庁内会議室
		17	臨時定例会	市庁内会議室
		30	地域安全強化・暴力追放市民決起大会	学園前ホール
	9	2	奈良市防災訓練参加	都祁県民グランド
		7	役員会	市庁内会議室
		19	奈良市市民ふれあい福祉大会参加	中央体育館
		21	定例会	市庁内会議室
		21	秋の交通安全県民運動市民決起大会参加	学園前ホール
	10	4	役員会	市庁内会議室
		19	定例会	市庁内会議室
	11	2	役員会	市庁内会議室
		8	奈良市自治会長感謝状贈呈式	市庁内正庁
		16	定例会	市庁内会議室
		17	子ども安全の日集い	学園前ホール
	12	2	「なら教育の日」記念集会参加	なら100年会館大ホール
		7	役員会	市庁舎会議室
18	1	8 9 25	消防出初式参加 奈良市成人式 新年定例会	鴻ノ池運動公園 中央体育館 春日ホテル
		2	役員会（年度末まとめ新年度方針について） 視察研修（エコクル美方、美浜原発、小松基地）	市庁舎会議室 福井県三方上中郡若狭町他
		3	役員会 災害対策部会研修会（防災センター） 定例会（新年度定例会・総会について）・三部会	市庁舎会議室 福井市 月ヶ瀬公民館

## ウ 平成17年度奈良市自治連合会決算書

(収入)

(単位：円)

科 目	予 算 額	収 入 濟 額	備 考
前 年 度 繰 越 金	521,000	521,288	
会 費	450,000	450,000	1 地区 10,000円
負 担 金	110,000	113,000	懇談会参加負担金 98,000 新年定例会 15,000
市 交 付 金	1,120,000	1,120,000	
雜 収 入	0	9	銀行預金利息
合 計	2,201,000	2,204,297	

(支出)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
総 会 費	150,000	135,870	
会 議 費	700,000	691,387	定例会・役員会 157,408 懇談会 365,790 新年定例会 168,189
研 修 費	450,000	450,000	視察研修 美浜原発と小松基地
事 業 費	620,000	517,241	災害対策部会 241,161 月ヶ瀬バス 85,000 パソコン・プリンター 191,080
弔 慰 見 舞 金	80,000	30,000	見舞3件
事 務 費	100,000	39,898	事務用品
予 備 費	101,000	0	
合 計	2,201,000	1,864,396	

収入金額 支出金額 残額

2,204,297円 - 1,864,396円 = 339,901円 (平成18年度へ繰越)

## エ 平成17年度奈良市自治連合会決算書(精査後)

(収入)

(単位：円)

科 目	予 算 額	収 入 濟 額	備 考
前 年 度 繰 越 金	521,000	521,288	
会 費	450,000	450,000	1 地区 10,000円
負 担 金	110,000	709,000	懇談会市職員参加負担金 7,000円×14名= 98,000円 新年定例会市職員参加負担金 5,000円×3名= 15,000円 県外研修参加負担金 (会長25名) 20,000円×25名=500,000円 (市職員2名) 19,000円×2名= 38,000円 月ヶ瀬開催定例会会長負担金 (会長29名) 2,000円×29名= 58,000円
市 交 付 金	1,120,000	1,120,000	
雜 収 入	0	9	銀行預金利息
合 計	2,201,000	2,800,297	

(支出)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
総 会 費	150,000	135,870	会場費 117,870円 飲物代 18,000円
会 議 費	700,000	749,387	定例会・役員会(飲物代) 91,300円 定例会(月ヶ瀬) 95,590円 懇談会(会長43名・市職員14名) 394,308円 新年定例会(会長39名・市職員3名) 168,189円
研 修 費	450,000	848,700	視察研修(エコクル美方、美浜原発、小松基地)会長24名・市職員2名 バス代金 105,000円 高速料金 20,950円 宿泊料金 440,700円 宴会費用 78,315円 昼食費用 95,550円 傷害保険等 69,700円 その他経費 38,485円 合計 848,700円
		20,000	県外視察研修欠席者1名分
		119,300	負担金返金会長24名分
事 業 費	620,000	517,241	災害対策部会 福井市 会長23名 市職員2名 バス代金 126,000円 高速料金 29,150円 昼食代 47,250円 傷害保険料等 19,600円 その他経費 19,161円 合計 241,161円 月ヶ瀬バス代 85,000円 パソコン・プリンター 191,080円
弔 慰 見 舞 金	80,000	30,000	見舞3件
事 務 費	100,000	39,898	事務用品
予 備 費	101,000	0	
合 計	2,201,000	2,460,396	

収入金額 支出金額 残額

2,800,297円 - 2,460,396円 = 339,901円 (平成18年度へ繰越)

- (7) 総会については、この会の最高議決機関で、会長により毎年1回召集され、事業報告、事業計画、決算及び監査報告並びに、予算、役員、監査の承認、会則の改廃等の承認等を議決するとされており、平成17年5月31日に三井ガーデンホテル（現ホテル日航奈良）において実施されたこと。参加者は地区会長40名、市からは市民生活部長はじめ5名であったこと。
- (8) 懇談会については、新旧の各地区会長が一堂に会し、市長はじめ市職員を招待して、旧会長の労をねぎらうと共に、会長相互の親睦を深め、新年度の市政方針等について懇談を行い、市政について理解を深めるため、平成17年5月31日に総会に引き続き実施されたこと。参加者は現地区会長40名、退任地区会長3名及び市からは市長はじめ14名であったこと。なお、参加にあたっては、市からの参加者は1人7,000円を負担していること。
- (9) 定例会については、原則として月1回開催され、各地区連合会との情報交換・連絡調整を行い、要望事項を審議するとされており、4月・2月を除く毎月開催されていたこと（1月については、新年定例会として開催、また、3月については月ヶ瀬地区で開催（後述））。

(10) 役員会については、原則として月1回会長の招集により開催され、事業の実施、運営、予算の執行等の事項を協議するとされており、毎月開催されていたこと。

(11) 新年定例会については、通常の定例会に続き、市長を囲む会として市政についての理解、会長相互の親睦を深めるため、平成18年1月25日春日ホテルにおいて実施されたこと。参加者は地区会長39名、市からは市長はじめ3名であったこと。なお、参加にあたっては、市からの参加者は1人5,000円を負担していること。

また、合併により連合会へ新たに加入した月ヶ瀬地区で実施された定例会は、通常の定例会に加え、会長相互の親睦を深めるため、平成18年3月14日月ヶ瀬公民館において実施されたこと。参加者は地区会長29名、市職員5名（奈良市市民生活部市民サービス課（現地域活動推進課）3名及び奈良市月ヶ瀬行政センター2名）であったこと。なお、参加にあたっては、地区会長は1人2,000円を負担していること。

(12) 専門部会の活動である災害対策部会研修については、平成18年3月8日に地区会長23名及び市職員2名（奈良市市民生活部市民サービス課（現地域活動推進課）1名及び奈良市企画部防災課（現市民生活部市民安全室危機管理課）1名）で福井市防災センター視察見学

を実施し、福井市等で発生した水害について災害時の状況、行政・地域自治会及び自主防災組織の動き、防災ボランティアの受け入れ体制等について、福井市職員より説明を受け、また、実際の災害現場を視察したこと。参加した連合会の研修報告書及び市職員復命書により上記事実が確認されたこと。

(13) 県外研修については、専門部会のうち新たに来期に立ち上げを検討している「環境部会」の予備知識を得るため、また、奈良市の課題である清掃工場移転新設への参考に資するため、平成18年2月15日から16日にかけて地区会長24名及び市職員2名（奈良市市民生活部市民サービス課（現地域活動推進課））で福井県三方上中郡若狭町のエコクル美方（福井県美浜・三方環境衛生組合ごみ焼却施設）・同県三方郡美浜町の関西電力美浜原子力発電所・石川県小松市の航空自衛隊小松基地を見学し実施されたこと。参加した連合会の研修報告書及び市職員の復命書により上記事実が確認されたこと。

なお、参加にあたっては、地区会長は1人20,000円、同行した市職員は「職員等の旅費に関する条例」に基づき支給された額1人19,000円を負担しているが、精算により地区会長に負担金の一部が返金されていること。

以上の事実関係に基づき考査すると、交付金とは「法令又は条例、規則等により団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を依頼している場合において、当該事務処理の報償として行政側から一方的に交付される公金の支出行為である。」と解されている。

本市においては、一層高度化・多様化する政策課題や市民のニーズにより、各種行政施策や事業に対する自治会の市政協力事項が増加する中で、これらを推進していく際、連合会という組織が窓口になり、連合会で議論されるとともに、また、審議会・協議会等の住民代表として、連合会推薦のもと地区会長の参加協力を得ているものである。市交付金はこのような連合会の市政への協力に対する報償として、且つ市議会の議決を経、予算の範囲内において、その趣旨に則り交付されたものである。

しかし、要綱の目的によると、市交付金は連合会の運営経費の一部に資するため交付されるとされていることから、提出された領収書等により以下のとおり分析・検討を行った。

まず、請求人が主張する「飲食、酒食を伴う会議、研修会など」については、懇談会・新年定例会・月ヶ瀬で実施された定例会での飲酒を伴う会議及び県外視察研修での懇親会（宿泊料金・宴会費用）であり、これらの支出に対しては、各参加者からの負担金及び連合会会計の会費にて概ね賄われているものと判断され、請求人の主張するような市交付金を本来の活動以外の遊興費に転用しているとまでは認めることができないと思料する。

また、それ以外の総会費、会議費（定例会・役員会）については、会場設営費に加えて飲物（コーヒー・ジュース

類）への支出が見受けられるが、市交付金の使途としては、社会通念上許容されるものであると思料するところであり、研修費、事業費についての、飲食（昼食）への支出についても自治連合会会則に規定している連合会活動の一環として支出されていると判断され、市交付金の使途として逸脱するものとは認められないと思料する。

さらに、平成13年4月4日付けの「奈良市自治連合会に対する交付金の返還請求」に関する住民監査請求の結果（同年5月24日付け奈監第19号）に対する住民訴訟の判例（平成15年2月26日／奈良地方裁判所／判決／平成13年（行ウ）第9号）によれば、県外視察研修については、「・・・連合会ないしその会員らは、それなりの目的意識をもって研修先・見学先を決定しており、その目的は必ずしも連合会の事業に反するものでないこと、そのほか、本件研修については、観光や慰労の側面があることを踏まえて、各参加者から一定額の負担金を徴収した上で行われていることが認められる。以上の各事実に照らせば、見学についても、観光のみを目的としたものとまでは認めることは困難である。また、宿泊先での懇親会については、参加者の慰労の側面があったとしても社会通念上許容されるものである。」とされている。また、飲酒を伴う懇談会については、「・・・本件交付金の報償的性格からみて社会通念上許される範囲内であり、親睦を深めるという効用もあることから、これらの事業についての連合会の活動の上の有益性を否定することはできない。そうすると、市交付金の使途を全体としてみた場合、概ね、市交付金の目的の範囲内で使用されているというべきである。」とされている。さらに、「・・・本件交付金の交付は、その内容からみて、目的のみならずその効果についても、社会通念上著しく妥当性を欠くものともいえず、原告らが問題とする使途などの点をできる限り考慮したとしても、社会通念上相当な範囲を逸脱するものとは認められない。」とされている。

よって、本件請求には理由がないと認めた。

なお、収支等を確認するため領収書等の提出を求めたところ、事業報告書に記載誤りが、また、決算書記載内容にも不備が判明したため、それらを精査し上記の判断をしたものであるが、要綱に、事業計画・予算書等の検討（第6条）、目的外支出時の交付金の減額または取り消し（第9条）及び事業報告書・決算書の提出（第10条）を規定している以上、当該課は、要綱に則り交付金の申請受付から実績報告までのチェック機能を十分に果たすために、提出書類及びその会計証憑たる領収書類の確認を行うとともに、不備があれば連合会に対して適切な指導を行わるべきである。また、市交付金のあり方については、市民の誤解や疑惑を招くことのないよう説明責任を果たされ、連合会の活動実績の状況をも充分把握した上で執行されるよう市長に対し口頭により要望したことを申し添える。

（平成18年10月12日掲示済）

公 営 企 業

## 奈良市水道局告示第35号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年10月2日

奈良市水道事業管理者  
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	届出日
株式会社 北浦工務店	代表取締役 北浦 和行	奈良市古市町1219 番地の2	平成18年 9月27日

（平成18年10月2日掲示済）

## 奈良市水道局告示第36号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第2条の規定により公告します。

平成18年10月2日

奈良市水道事業管理者  
中尾一郎

## 1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内石木町地内他6件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

## 3 設計図書等を示す日時及び場所

## (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

## 4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

## 5 入札の日時

別表のとおり

## 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

## 7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

## 8 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成18年10月12日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
  - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
  - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
  - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
  - エ 入札書に記名押印のない入札
  - オ 入札金額を訂正した入札
  - カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札
  - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
  - ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

## 9 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成18年10月5日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

## 10 入札参加資格の審査及び決定

## (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

## (2) 入札参加者の決定通知

平成18年10月6日までに入札参加申請者に通知します。

## 11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

## (3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1  
奈良市水道局業務部経理課入札係  
電話 0742-34-5200（内線）223

## 別表省略

(平成18年10月2日掲示済)

## 奈良市水道局告示第37号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年10月5日

奈良市水道事業管理者  
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
北浦工務店	代表者 北浦 照美	奈良市古市町1219 番地の2	平成18年 9月27日

(平成18年10月5日掲示済)

**教育委員会**

## 奈良市教育委員会告示第19号

平成18年10月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成18年10月3日

奈良市教育委員会  
委員長 植松滋子

## 1 日時

平成18年10月10日（火）

午前10時から

## 2 場所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

## 3 会議に付すべき事件

## 1 教育長報告

- (1) 奈良市市費教員の懲戒処分に関する指針について
- (2) 中学校給食のモデル校導入について
- (3) 奈良市子ども読書活動推進計画並びに奈良市子ども読書活動推進計画【概要版】について
- (4) 第5回奈良市教育改革推進フォーラムの概要について
- (5) 平成18年度「子ども安全の日の集い」の実施について

## 2 議事

議案第35号 奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について

## 3 その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について  
10月～11月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成18年10月3日掲示済)

**農業委員会**

## 奈良市農業委員会告示第22号

奈良市農業委員会平成18年10月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成18年10月4日

奈良市農業委員会  
農地部会長 奥谷勝紀  
記

## 1 日時

平成18年10月13日（金）午後1時30分

## 2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

## 3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 農地の競売に係る買受適格証明について（知事許可分）
- (4) 農地の競売に係る買受適格証明について（委員会許可分）
- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (6) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (7) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
- (8) 農地法第25条第2項の規定による通知の受理について
- (9) 水田利用転換届出について

- (10) 知事許可について（9月許可分）  
(11) 非農地証明について（9月分）  
（平成18年10月4日掲示済）